

事 務 連 絡
令和2年1月29日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの
自己評価の実施及び公表状況について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

標記について、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、事業所の体制等について質の評価を行い、改善を図るとともに、質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法で公表することが義務付けられました（基準省令第26条第5項、第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2及び第71条の6）。

これに伴い、自己評価結果等の公表が都道府県に届出されていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となり、届出がされていない月から当該状態が解消に至った月まで、障害児全員について減算されることとされています。

公表状況の届け出については、平成31年3月27日付事務連絡により、すでに各事業所宛に周知を行ってきたところですが、公表及び届出は、毎年実施することが必要であり、具体的な公表及び届出の提出期限について、都（八王子市を除く）では、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようご対応いただくようお願いいたします。

記

1 公表方法について

公表方法については、原則インターネットを利用すること。事業所のホームページ等がない場合は、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NETを活用（※）するなど、工夫すること。

なお、本制度の公表は、広く公表することが求められており、保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものについては、公表したこととなら

ない点に留意すること。

- (※) WAM NETで登録する事業所情報の「サービス内容」の「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」にある「第三者評価の結果」の欄（別添参照）にPDFを掲載することで、インターネットでの公表を行ったものとみなします。

2 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について基本報酬（児童指導員等配置加算の単位数を含む）から15パーセント減算することとなっています。

また、第三者評価は社会福祉法に基づくものであり、基準省令に定められている自己評価とは別です。第三者評価を行っていれば、自己評価やその公表をしなくてよいということではありません。自己評価結果等の公表及び都への届出が行われていなければ、自己評価未公表減算の対象となりますので、ご注意ください。

3 提出期限について

(1) 新規に指定を受けた事業所

指定日から1年以内に公表を行うこと。なお、都への届出は、公表の実施時期から1か月以内に行うこと。

例：令和元年6月1日に指定を受けた事業所の場合、令和2年5月末までに評価の公表を行い、都への届出は、令和2年6月末までに行う。

(2) 前年度に自己評価結果を公表し、届出を行った事業所

前回の公表の実施時期から1年以内に公表を行うこと。なお、都への届出は、前回の公表の実施時期から1年1か月以内に行うこと。

例1：前回の公表の実施時期が平成31年3月の場合、令和2年3月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年4月末までに行う。

例2：前回の公表の実施時期が平成31年1月の場合、令和2年1月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年2月末までに行う。

例3：前回の公表の実施時期が令和元年5月の場合、令和2年5月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年6月末までに行う。

4 自己評価結果公表の報告手続きについて

対象となる事業所は、障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中の Excel をダウンロードの上、必要書類一式を提出すること。

（1）対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

（2）提出先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

（3）提出書類

※ 届出書の様式は、東京都障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中の Excel からダウンロードしてください。

<http://www.shougaiukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-010>

① 台帳登録シート

② 変更届出書（第2号様式）

※「13 障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に○をつけ、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

※「変更年月日」については、平成30年4月までに指定を受けた事業所は、原則、「令和2年4月1日」と記載し、令和3年以降も同様に4月1日と記載すること（3（2）例1及び2）。

また、平成30年5月以降に指定を受けた事業所については、毎年指定月の1日の日付を記載すること（3（2）例3の場合、「令和2年5月1日」と記載）。

ただし、自己評価結果を公表しておらず、未公表減算になった場合には、解消に至った月から1年後の翌月1日を記載すること。

例：平成28年4月に指定を受けた事業所で、令和元年11月に届出を行い、平成31年4月から令和元年11月まで自己評価結果未公表減算の対象となっていた場合、変更年月日は令和2年12月1日と記載する。

③ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※ 公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

以上

担当

東京都福祉保健局障害者施策推進部
施設サービス支援課児童福祉施設担当
電話 03-5320-4374

URL

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

又は「障害福祉サービス等情報検索」で検索

(WAMネットのホームにもリンクがあります。)

The first screenshot shows the WAM NET homepage with the title '障害福祉サービス等情報検索' (Disability Welfare Services Information Search). A search button is visible on the right. A large arrow points down to the second screenshot.

The second screenshot shows the search results page. The '事業所詳細情報' (Facility Detailed Information) tab is selected. A table lists the operating hours for various facilities. A large arrow points down to the third screenshot.

The third screenshot shows the '利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等' (System for grasping the opinions of users, etc., and the implementation status of evaluation by third parties, etc.) section. The '第三者評価の結果' (Results of third-party evaluation) is highlighted, and a 'ダウンロード' (Download) button is circled. A 'TOPに戻る' (Return to TOP) button is also visible.

※ 制度に関するお問合せや、事業所の情報に関するお問合せは、各自自治体又は各事業所へお問合せください。

Copyright(C)1999-2019 独立行政法人 福祉医療機構 (法人番号 8010405003688)

申請する法人の法人名、代表者名を記載の上、法人印を押印して提出してください。

公表方法は原則インターネットにしてください。インターネット以外の公表方法も併せて行っている場合は、必要書類を添付してください。

※前回の公表から1年1か月以内に届出が必要。

令和 年 月 日

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの 自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

法人名			
事業所名			
サービスの種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能
事業所所在地 (区市町村名)			
指定年月 (児童発達支援)	年 月	指定年月 (放課後等デイサービス)	年 月

※前回の公表から1年以内に公表が必要。
※実施した時期を記載すること。実施予定時期など将来の日付は記載しない。

【自己評価結果の公表状況】

評価の実施時期	年 月	公表の実施時期	年 月
公表方法	① インターネット ② 法人、事業所の会報等 ③ その他		
	①の場合は備考欄にURLを記載、②の場合は会報等を添付、③の場合は備考欄に詳細を記載		
備考	※前回の届出で提出した評価の実施時期を記載すること。 ※前回の届出で提出した公表時期を記載すること。		
前回の評価の実施時期	年 月	前回の公表の実施時期	年 月
	※前年度未実施の場合は空欄		※前年度未実施の場合は空欄

※ 基準省令に定められた自己評価結果の公表等をおおむね1年に1回以上行っていない事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援）は、基本報酬（児童指導員等配置加算の単位数を含む）が15%減算となります。

※ 減算は、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月までかかります。